

「ひとり親・寡婦」とは

所得税法上の「寡婦」、「ひとり親」とは、受給者本人が現在結婚をしていない、または、配偶者の生死が明らかでない方で、以下の条件に該当する方をいいます。（住民票の続柄欄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはそれらと同様の記載がある場合を除きます。）詳しくは下表をご覧ください。

本人の所得要件	本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係	区分
500万円以下	男性	子 ^(※) がいる	死別・離婚 生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
	女性	子 ^(※) がいる	死別・離婚 生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚 生死不明	寡婦
		扶養親族がない	死別・生死不明	寡婦

※「子」は、他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされていない方で、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の方に限られます。